

庄内町告示第71号

令和8年度庄内町芸術祭実行委員会交付金交付要綱を次のように定める。

令和8年3月25日

庄内町長 富 樫 透

令和8年度庄内町芸術祭実行委員会交付金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、庄内町芸術祭の運営を適正かつ円滑に行うことを目的に組織された庄内町芸術祭実行委員会（次条及び第6条において「実行委員会」という。）に対し、予算の範囲内で令和8年度庄内町芸術祭実行委員会交付金（以下「交付金」という。）を交付することについて、庄内町補助金等の適正化に関する規則（平成17年庄内町規則第52号。第4条及び第5条において「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(交付対象経費)

第2条 交付金の交付対象となる経費は、実行委員会が実施する庄内町芸術祭に関する経費とし、次のとおりとする。

- (1) 会議費（茶菓代以外の飲食費を除く。）
- (2) 謝金
- (3) 消耗品費
- (4) 印刷費
- (5) 役務費
- (6) 広報費
- (7) 会場使用料
- (8) 機器等借上料
- (9) 出演者の公演等に要する経費
- (10) 前各号に掲げるもののほか、町長が適当と認める経費

(交付金の額)

第3条 交付金の額は、44万円以内の額とする。

(交付申請)

第4条 規則第4条に規定する別に定める書類は、次のとおりとする。

- (1) 事業計画書（様式第1号）
- (2) 収支予算書（様式第2号）

(実績報告)

第5条 規則第13条に規定する別に定める書類は、次のとおりとする。

- (1) 事業実績書（様式第1号）
- (2) 収支精算書（様式第2号）

(概算払)

第6条 町長は、必要と認めるときは、交付金の概算払をすることができる。

2 前項の規定により概算払を受けようとするときは、令和8年度庄内町芸術祭実行委員会
交付金概算払請求書（様式第3号）を町長に提出しなければならない。

（その他）

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

様式第1号（第4条、第5条関係）

事業計画（実績）書

1 目的	
2 事業内容	
3 事業費等	

様式第2号（第4条、第5条関係）

収支予算（精算）書

1 収入の部

区 分	本年度予算額 (本年度精算額)	付 記
	円	
計	円	

2 支出の部

区 分	本年度予算額 (本年度精算額)	付 記
	円	
計	円	

庄内町長

宛

住 所

団体名

代表者氏名

電話

令和8年度庄内町芸術祭実行委員会交付金概算払請求書

年 月 日付け第 号をもって交付の決定の通知のあった令和8年度庄内町芸術祭実行委員会交付金について、令和8年度庄内町芸術祭実行委員会交付金交付要綱第6条第2項の規定により、下記のとおり概算払により交付されるよう請求します。

記

- 1 交付決定額 円
- 2 既受領済額 円
- 3 今回請求額 円
- 4 残 額 円
- 5 概算払を必要とする理由

6 振 込 先

金融機関名		店 名	
種 目	普通 ・ 当座 ・ その他（ ）		
口 座 番 号			
フリガナ			
口 座 名 義			